

<新旧対照表>

編・章	旧	新	改正理由
<p>1 総則</p> <p>1・2 用語の定義</p> <p>1・6 受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針 【6ページ】</p> <p>2 構造及び材質</p> <p>2・1 構造及び材質</p> <p>(4) 口径75mm以上の分岐からメーターまでの指定材料 【14ページ】</p>	<p>4 主任技術者とは、<u>厚生労働大臣</u>及から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者をいう。</p> <p>各戸検針を受けようとするときは、管理者（給水工事受付センター）に各戸検針の申請を行わなければならない。</p> <p>1 各戸検針は、「受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針<u>実施規約</u>」による。</p> <p>表内</p> <p>ダクティル鑄鉄管・内面塗装</p> <p>エポキシ樹脂粉体塗装</p> <p>JWWA G 112 注) 呼び径100以上は、平成31年3月31日給水装置工事申込み分まで、モルタルライニング（JWWA A 113）の使用も可とする。</p>	<p>4 主任技術者とは、<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者をいう。</p> <p>各戸検針を受けようとするときは、管理者（給水工事受付センター）に各戸検針の申請を行わなければならない。</p> <p>1 各戸検針は、「受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針<u>取扱要綱</u>」による。</p> <p>表内</p> <p>ダクティル鑄鉄管・内面塗装</p> <p>エポキシ樹脂粉体塗装</p> <p>JWWA G 112 注)</p> <p><u>注) 呼び径100以上は、平成31年3月31日まで、モルタルライニング（JWWA A 113）の使用も可としていた。</u></p>	<p>水道法令に準拠しました。</p> <p>受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱改正により実施規約が廃止されたため。</p> <p>表内の注記を表外に移動しました。</p>

2・1・4 給水装置（給水管）の災害対策

【20 ページ】

3 給水装置の基本計画

3・2・1 直結式給水（直結直圧式、直結増圧式、増圧給水設備設置の猶予）

<解説>

【23 ページ】

3・2・5 増圧給水設備設置の猶予

<解説>

【36 ページ】

1 直結式給水の適用

※給水水圧とは、配水支管の現有水圧から長期計画・系統切替等を考慮し、管理者が決定した水圧をいう。

1 適用範囲

（1）給水可能な階層及び建物規模は、給水水圧回答書に記載された給水水圧の条件の範囲内で計画すること。また、給水水圧が次の条件を満たすこと。

建物階層 [Ⓐ]	給水水圧 [Ⓐ]
3階・4階建 [Ⓐ]	0.25MPa 超 [Ⓐ]
5階建 [Ⓐ]	0.35MPa 以上 [Ⓐ]
6階建 [Ⓐ]	0.40MPa 以上 [Ⓐ]

(別紙1参照)

1 直結式給水の適用

※給水水圧とは、本指針において配水支管の現有水圧から長期計画・系統切替等を考慮し、管理者が決定した給水管分岐部における水圧をいう。

1 適用範囲

（1）給水可能な階層及び建物規模は、給水水圧回答書に記載された給水水圧の条件の範囲内で計画すること。また、給水水圧が次の条件を満たすこと。

建物階層 [Ⓐ]	給水水圧 [Ⓐ]
6階建以下 [Ⓐ]	0.25MPa 超 [Ⓐ]

ページを新設しました。

給水水圧の測定場所をわかりやすく標記しました。

階層ごとに設定していた、給水水圧の条件を見直し、階層によらず一律 0.25MPa 超としました。

<p>5 工事申込み及び手続き</p> <p>5・1 給水装置工事申込み</p> <p>【77 ページ】</p> <p><解説></p>	<p>4 給水装置工事の申込みは、給水工事受付センターでの窓口申請又は電子申請により行うこと。</p> <p>2 管理者への申込みは、……。工事事業者は、必要書類を給水工事受付センターに、電子申請または窓口で提出し、審査を受けなければならない。ただし、修繕工事の場合には、工事完了後速やかに給水装置工事（修繕工事）届出書を提出すること。給水装置工事の申込みに必要な関係書類は、</p>	<p>4 給水装置工事の申込みは、電子申請により行うこと。</p> <p>2 管理者への申込みは、……。工事事業者は、必要書類を<u>電子データ化後</u>、給水工事受付センターに、電子申請で提出し、審査を受けなければならない。ただし、<u>管理者が紙データでの書類提出を求めた場合はこの限りではない</u>。なお、修繕工事の場合には、工事完了後速やかに給水装置工事（修繕工事）届出書を提出すること（<u>電子申請の対象外</u>）。給水装置工事の申込みに必要な関係書類は、</p>	<p>電子申請用の標記に変更しました。</p> <p>電子申請用の標記に変更しました。</p>
<p>【79 ページ】</p>	<p>(28) 水理計算確認書</p> <p>給水装置工事主任技術者が水理計算により……</p>	<p>(28) 水理計算確認書</p> <p>主任技術者が水理計算により……</p>	<p>用語の定義に合わせた標記に変更しました。</p>
<p>【80 ページ】</p>	<p>4 給水装置工事の<u>申込み</u>は、給水工事受付センター<u>で行う</u>こと。</p>	<p>4 給水装置工事は、<u>電子申請</u>で給水工事受付センターに<u>申し込む</u>こと。</p> <p><u>給水装置工事申込み及び完了届の電子申請について</u></p> <p><u>横浜市ウェブサイト</u></p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/suido/kyuusui-souchi/oshirase/default2022081710545.html</p>	<p>電子申請用の標記に変更しました。</p> <p>電子申請利用に関するウェブサイトURLを記載しました。</p>

<p>5・2 完了届 【82 ページ】</p>	<p>工事事業者は、給水装置工事が完了した場合、速やかに管理者へ給水装置工事完了届を、電子申請または窓口で提出しなければならない。提出方法は、給水工事受付センターの窓口又は電子申請により行うこと。</p>	<p>工事事業者は、給水装置工事が完了した場合、速やかに管理者へ給水装置工事完了届を、電子申請で提出<u>すること（修繕工事を除く）。</u></p>	
<p>【84 ページ】 <解説></p>	<p>(6) 給水装置工事記録写真 道路掘削を伴う口径 50mm 以下の給水装置工事を施工した場合、完了届提出時、所定の用紙に必要事項を記入し写真を添付して提出すること（「口径 50mm 以下給水装置工事 道路内施工状況等工事記録写真撮影例（必須提出用）」参照）。</p>	<p>(6) 給水装置工事記録写真 道路掘削を伴う口径 50mm 以下の給水装置工事を施工した場合、完了届提出時、所定の用紙に必要事項を記入し写真を添付して<u>電子データ（カラー）</u>で提出すること（「口径 50mm 以下給水装置工事 道路内施工状況等工事記録写真撮影例（必須提出用）」参照）。</p>	
<p>【85 ページ】</p>	<p>(7) 道路掘削工事記録写真 横浜市道で道路掘削を伴う工事を施工した場合、完了届提出時、所定の用紙に必要事項を記入し写真を添付して提出すること（「道路掘削工事記録写真」参照）。</p>	<p>(7) 道路掘削工事記録写真 横浜市道で道路掘削を伴う工事を施工した場合、完了届提出時、所定の用紙に必要事項を記入し写真を添付して<u>電子データ（カラー）</u>で提出すること（「道路掘削工事記録写真」参照）。</p>	

<p>5・4 申込者変更等</p> <p>1 申込者変更</p> <p><解説></p> <p>【92 ページ】</p>	<p>1 申込者変更</p> <p>建売住宅で、給水装置工事完了届提出前までに、申込者と購入者との間において、売買契約が成立し、加入金の納入通知書を購入者名とする場合や、相続等により申込者名義で完了届を提出できないため、相続人名義に変更する場合、法人の申込者が統合等により新会社名で工事を完成する場合などは、給水装置工事申込者変更届により、申込者を変更することができる。</p> <p>2 工事事業者変更</p> <p>申込者が委任した工事事業者が廃業等何らかの理由により、給水装置工事を完了させることができなくなった場合、委任契約者解任（変更）届を提出し、新たに選任した、給水装置工事事業者にその工事を継承させることができる。</p>	<p>1 申込者変更</p> <p>給水装置工事申込者変更届により、申込者を変更することができる。</p> <p><u>【参考例】</u></p> <p><u>・相続等により申込者名義で完了届を提出できないため、相続人名義に変更する場合</u></p> <p><u>・法人の申込者が統合等により新会社名で工事を完成する場合</u></p> <p>2 工事事業者変更</p> <p>申込者が委任した工事事業者が廃業等何らかの理由により、給水装置工事を完了させることができなくなった場合、委任契約者解任（変更）届を提出し、新たに選任した、給水装置工事事業者にその工事を継承させることができる。</p> <p><u>届出については給水工事受付センター窓口に出すのうえ、管理者の指示を受けると。</u></p>	<p>申込者変更の参考事例を箇条書きにしました。</p> <p>工事事業者変更の届出方法を追記しました。</p>
--	--	---	--

【118 ページ】

11 河川等掘削及び占用

工事事業者は、河川等で給水装置工事を行う場合は、河川管理者と事前に協議を行い、掘削及び占用にあたって必要な条件の確認や許可申請に必要な書類等を作成し、給水工事受付センターへ提出しなければならない。許可申請に必要な書類等については、「河川法許可申請について」(横浜川崎治水事務所)等による。

管理者は、掘削及び占用にあたって必要な書類等の提出を受け、河川管理者の許可を得るものとする。

11 河川等掘削及び占用

工事事業者は、河川等で給水装置工事を行う場合は、河川管理者の事前協議に必要な資料を作成後、管理者の指示を受けること、また、掘削及び占用にあたって必要な条件の確認や許可申請に必要な書類等を作成し、給水工事受付センターへ提出しなければならない。

許可申請に必要な書類等については、「河川法許可申請について」(横浜川崎治水事務所)等による。

管理者は、掘削及び占用にあたって必要な書類等の提出を受け、河川管理者の許可を得るものとする。

13 申請図書の提出方法

申請図書(図面、書類、写真等)の提出は、原則として「5・1 給水装置工事申込み」及び「5・2 完了届」を準用する。

ただし、管理者が指示した場合は、その指示に従うこと。

現行の業務に合わせました。

申請図書の提出方法を新設しました。

6・6 水道メーターの設置

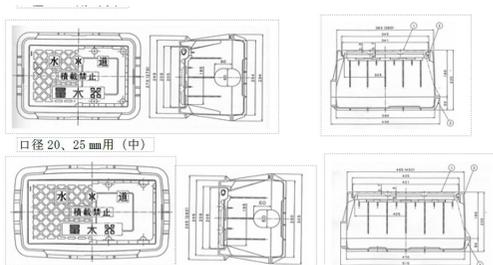
<解説>

3 メーター、表函、メーターきょう、メーターボックスの選定及び設置

【154 ページ】

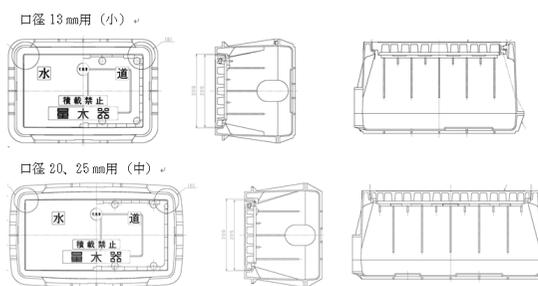
(3) メーターきょう等の寸法

イ 樹脂製



(3) メーターきょう等の寸法

イ 樹脂製



現行の公開図に差し替えました。

<p>7 検査 7・3 検査の合否 【186 ページ】</p>	<p>2 給水装置の構造・材質が政令で定める基準に適合していない場合は、基準適合品に取り替えるまでの間メーターの設置は行わないものとする。</p> <p>また、完了検査に不適切な事項を指摘された場合、軽易な図面訂正等で是正できる内容のものについては、工事事業者が速やかに図面の訂正等を行い水道事務所に郵送または電子データで送付するものとする。なお、窓口 に提出する場合は給水工事受付センター に提出することとする。</p>	<p>2 給水装置の構造・材質が政令で定める基準に適合していない場合は、基準適合品に取り替えるまでの間メーターの設置は行わないものとする。</p> <p>また、完了検査に不適切な事項を指摘された場合、軽易な図面訂正等で是正できる内容のものについては、工事事業者が速やかに図面の訂正等を行い水道事務所に郵送または電子データで送付するものとする。</p>	<p>電子申請の限定により、完了検査後の図面直しの窓口提出についての記載を削除しました。</p>
<p>参考資料 主任技術者等の職務 3 基準適合品の使用等 【6 ページ】</p>	<p>2 主任技術者は、・・・施主に説明して理解を得なければならない。</p> <p>基準適合性が不明である場合には、<u>厚生労働省</u>告示に定められている試験方法による試験を行うことができる試験所や第三者認証機関などに製品試験を依頼することなどにより、科学的な判断を行わなければならない。</p>	<p>2 主任技術者は、・・・施主に説明して理解を得なければならない。</p> <p>基準適合性が不明である場合には、<u>国土交通省及び環境省が所管する</u>告示に定められている試験方法による試験を行うことができる試験所や第三者認証機関などに製品試験を依頼することなどにより、科学的な判断を行わなければならない。</p>	

参考資料

【20 ページ】

認証機関名	住所	問合せ先
J W W A (公社)日本水道協会	〒102-0074 東京都千代田区 九段南4-8-9	03(3264)2736 品質認証センター
J H I A (一財)日本燃焼機器検査協会	〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船1751	0467(45)6277 検査部
J E T (一財)電気安全環境研究所	〒151-8545 東京都渋谷区 代々木5-14-12	03(3466)5183 製品認証部
J I A (一財)日本ガス機器検査協会	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10	03(5570)5990 認証技術部

【53 ページ】

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針実施規約

削除

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針の取扱い

(別紙2参照)

【54～61 ページ】

各戸検針に係る受水槽に直結する給水設備設置指針

(別紙3参照)

各戸検針に係る受水槽に直結する給水設備設置指針

(別紙3参照)

【92 ページ】

給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書

(別紙4参照)

削除

給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書

(別紙4参照)

認証機関名	ウェブサイトURL (外部サイト)
J W W A (公社)日本水道協会 品質認証センター	- http://www.jww.or.jp/Center/ -
J H I A (一財)日本燃焼機器検査協会	- http://www.jbia.or.jp/access.htm -
J E T (一財)電気安全環境研究所	- https://www.jet.or.jp/index.html -
J I A (一財)日本ガス機器検査協会	- https://www.jia-page.or.jp/ -

第三者認証機関の情報を、機関名、ウェブサイトURLの記載に変更しました。

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針実施規約廃止に伴い削除しました。

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針実施規約廃止に伴い新規作成しました。

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱改定に伴い一部修正しました

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針実施規約廃止に伴い削除しました。

道路管理者通知により瑕疵期間を変更しました。

【113 ページ】

給水装置工事（修繕工事）届出書

(別紙5参照)

給水装置工事（修繕工事）届出書

(別紙5参照)

水道法令に準拠しました。

旧

新

2-1-4 給水装置（給水管）の災害対策

水道メーター下流の給水装置について、震災等の災害対策を考慮し、給水管の耐震性強化や、発災後に給水経路を確保することが可能な、給水装置工事の設計及び材料の選定をすることが望ましい。

< 解説 >

震災後の被災地では、配水管及び水道メーター上流側までの復旧が完了した後も、水道メーター下流の漏水が原因で、蛇口から水が出ないという状況が多く報告された。

横浜市では給水装置の耐震性強化の取組として、配水管の分岐から水道メーターまでの給水管について、耐震性に優れた水道用波状ステンレス鋼管（水道用ステンレス鋼管）及びダクタイル鋳鉄管（離脱防止継手）の2管種を指定している。

水道メーター下流の給水管については、使用材料の指定はしていないが、震災等の災害対策として、耐震性に優れた管種を選定することが望ましい。

なお、発災後の給水経路を確保することを目的に、給水装置工事で計画可能な事例として、水道メーター直近の散水栓を活用することを推奨している。

横浜市ウェブサイト URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/suido/kyuusui-souchi/kyusuisaigaitaisaku.html>

ページを新設しました。

旧

新

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針の取扱い

受水槽式の共同住宅において、受水槽に直結する給水設備を設置し、各戸検針を申込む場合の手続きは次のとおりとする。

各戸検針申込者は、「受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱」を確認し管理者に申し込むこと

新設建物

給水装置工事申込の際に、給水装置工事申込書類に添付し、指定給水装置工事事業者が電子申請で申込みを行い、給水装置工事にあわせて、審査、完了検査を受けること。

既設建物

給水装置工事を伴うものは、新設建物と同様の手続きとなる。
なお、給水装置工事を伴わないものは、給水工事受付センター窓口で相談・協議を行い、管理者の指示を受けること。

「受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱」

横浜市ウェブサイト

[水道メーターの検針 横浜市](#)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suido-gesui/suido/ryokin/kenshin.html>

別紙 受水槽に直結する給水設備設置指針（次ページ以降）

ページを新設しました。

別表

各戸検針に係る受水槽に直結する給水設備設置指針

第1 各戸メーター

1 各戸メーターの型式等

各戸メーターは、計量法（平成4年法律第51号）に定められた検定に合格後3ヶ月以内の乾式デジタルメーター又は集中検針用メーターであって、次の型式のものでなければならない。

口径	全長	ネジ外径	ネジ山	適用
13ミリメートル	165+0.2	25.80 ⁺⁰ -0.3	14山/25.4	
20ミリメートル	190+0.2	33.0 ⁺⁰ -0.3	14山/25.4	
25ミリメートル	225+0.2	38.85 ⁺⁰ -0.3	14山/25.4	
40ミリメートル	245+0.2	55.55 ⁺⁰ -0.3	11山/25.4	
50ミリメートル	560+0.2	ボルト径16、本数8 長さ60～65		フランジ接合

口径75ミリメートル以上のメーターについては、管理者が定める型式とする。

2 各戸メーターの設置位置

- (1) 床面から各戸メーター上面までの間が1,100ミリメートル以下であること。
- (2) 各戸メーターは、メーター室に設置すること。
- (3) 各戸メーターは、当該各戸メーターのメーター室の扉に並行して設置すること。

別表

各戸検針に係る受水槽に直結する給水設備設置指針

第1 各戸メーター

1 各戸メーターの型式等

各戸メーターは、水道局貸与メーター又は計量法（平成4年法律第51号）に定められた検定に合格後3ヶ月以内の集中検針用メーターであって、次の型式のものでなければならない。

口径	全長	ネジ外径	ネジ山	適用
13ミリメートル	165+0.2	25.80 ⁺⁰ -0.3	14山/25.4	
20ミリメートル	190+0.2	33.0 ⁺⁰ -0.3	14山/25.4	
25ミリメートル	225+0.2	38.85 ⁺⁰ -0.3	14山/25.4	
40ミリメートル	245+0.2	55.55 ⁺⁰ -0.3	11山/25.4	
50ミリメートル	560+0.2	ボルト径16、本数8 長さ60～65		フランジ接合

口径75ミリメートル以上のメーターについては、管理者が定める型式とする。

また、計量特性は次表のとおりのものでなければならない。

口径	Q3 定格最大流量 (ml/h)	R(Q3/Q1) 計量範囲
13	2.5	100以上
20	4	100以上
25	6.3	100以上
40	16	100以上
50	40	100以上
75	63	100以上
100	100	100以上
150	250以上	160以上
200	630以上	160以上
250	630以上	160以上

2 各戸メーターの設置位置

- (1) 床面から各戸メーター上面までの間が1,100ミリメートル以下であること。
- (2) 各戸メーターは、メーター室に設置すること。
- (3) 各戸メーターは、当該各戸メーターのメーター室の扉に並行して設置すること。

水道局貸与メーターを追記しました。

集中検針メーター設置に関して、計量特性を追記しました。

- (4) 各戸メーターは水平に設置すること。」
- (5) 1 のメーター室内に 2 以上の各戸メーターを設置する場合は、全階の各戸メーターの並び順を統一し、メーター設置器又は補助止水栓に各戸ごとの識別表を付けること。」

3 メーター室の設置場所

メーター室は、共用通路に面したところで、常時容易に検針でき、かつ、維持管理上、支障のない場所に設置しなければならない。」

4 メーター室の大きさ

メーター室の大きさは、次に掲げる基準以上のものとする。」

(単位 ミリメートル)

メーター口径	有効幅	奥行	扉の幅	扉の高さ
13	560	300	400	600
20	620	300	470	600
25	700	300	510	600

5 メーター前後の配管

- (1) 原則各階各戸にメーターを設置する場合は、**メーター設置器及びメーター設置器用自在継手とする。**ただし、メーター設置器及びメーター設置器用自在継手が使用不可能な場合又はメーター口径が 40 ミリメートル若しくは 50 ミリメートルの場合は、その**都度協議**して決定する。」

- (2) メーター設置器が使用不可能な場合で、各階各戸にメーターを設置するときは、メーター下流側に逆支弁を設置する。」

6 メーター室の構造

メーター室内の底面は、外部に水はけができ住居内に浸水しない構造とする。」

7 共用設備に係る各戸メーター

集中給湯機等共用で使用する受水槽に直結する給水設備については、各戸メーターを設置する。」

8 止水栓等の設置

主要な立管等には、立上り部の近くに、維持管理上必要な系統別バルブを設置するものとする。」

第2 集中検針装置

1 集中検針装置の方式

集中検針装置は、集中検針用メーター及び集中検針盤をケーブル等でつないで組み合わせたものであり計量法に認定された信号方式に基づいて検定を行った特定計量器であること。またメーターと検針盤が対応していることを証明する認定ラベルの貼付されているものとする。」

2 集中検針用メーターの型式

集中検針用メーターは、エンコーダー式リモートメーター（3線式、5線式）又は電子式水道メーター（8ビット）であって、本指針第 1 の 1 各戸メーターの型式等に適合するものであること。」

- (4) 各戸メーターは水平に設置すること。」

- (5) 1 のメーター室内に 2 以上の各戸メーターを設置する場合は、全階の各戸メーターの並び順を統一し、メーター設置器に各戸ごとの識別表を付けること。」

3 メーター室の設置場所

メーター室は、共用通路に面したところで、常時容易に検針でき、かつ、維持管理上、支障のない場所に設置しなければならない。」

4 メーター室の大きさ

メーター室の大きさは、次に掲げる基準以上のものとする。」

(単位 ミリメートル)

メーター口径	有効幅	奥行	扉の幅	扉の高さ
13	560	300	400	600
20	620	300	470	600
25	700	300	510	600

5 メーター前後の配管

- (1) 原則各階各戸にメーターを設置する場合は、**メーター設置器とする。**

なお、横浜市型メーター設置器を設置する場合は、メーター設置器用自在継手を使用する。(別図第3参照)ただし、メーター設置器及びメーター設置器用自在継手が使用不可能な場合又はメーター口径が 40 ミリメートル若しくは 50 ミリメートルの場合は、その**都度管理者と協議**して決定する。」

- (2) メーター設置器が使用不可能な場合で、各階各戸にメーターを設置するときは、メーター下流側に逆支弁を設置する。」

6 メーター室の構造

メーター室内の底面は、外部に水はけができ住居内に浸水しない構造とする。」

7 共用設備に係る各戸メーター

集中給湯機等共用で使用する受水槽に直結する給水設備については、各戸メーターを設置する。」

8 止水栓等の設置

主要な立管等には、立上り部の近くに、維持管理上必要な系統別バルブを設置するものとする。」

第2 集中検針装置

1 集中検針装置の方式

集中検針装置は、集中検針用メーター及び集中検針盤をケーブル等でつないで組み合わせたものであり計量法に認定された信号方式に基づいて検定を行った特定計量器であること。またメーターと検針盤が対応していることを証明する認定ラベルの貼付されているものとする。」

2 集中検針用メーターの型式

集中検針用メーターは、**本指針第 1 の 1 各戸メーターの型式等に適合するものであること。**

また、原則としてエンコーダー式リモートメーター（3線式、5線式）又は電子式水道

メーター前後の配管を修正しました。

集中検針用メーターの型式を修正しました。

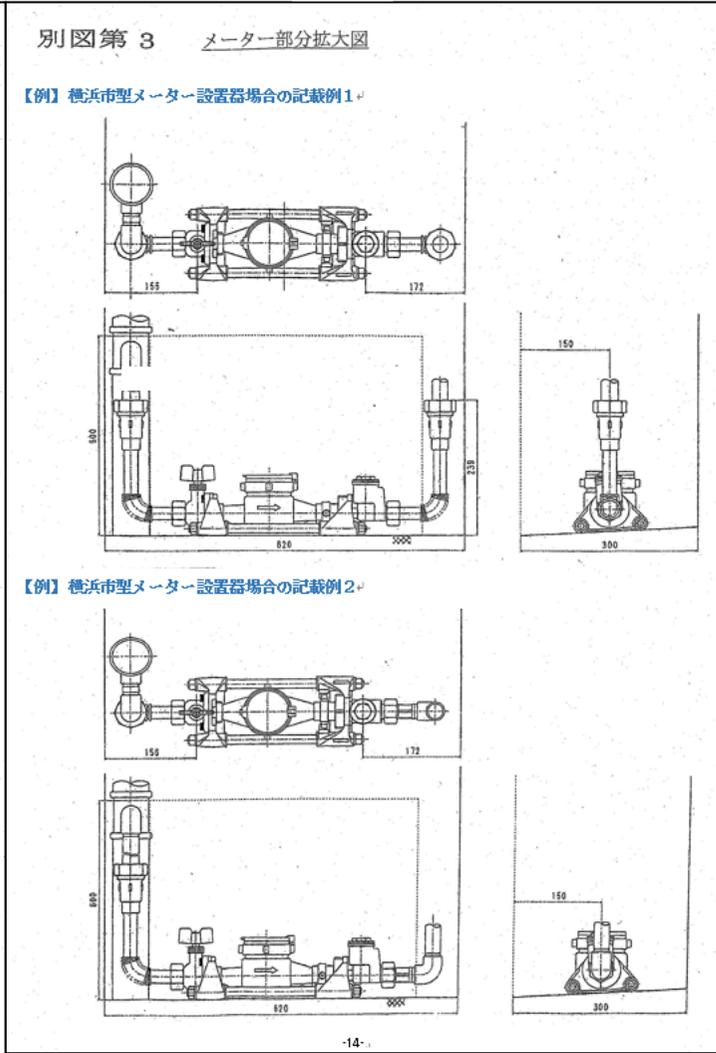
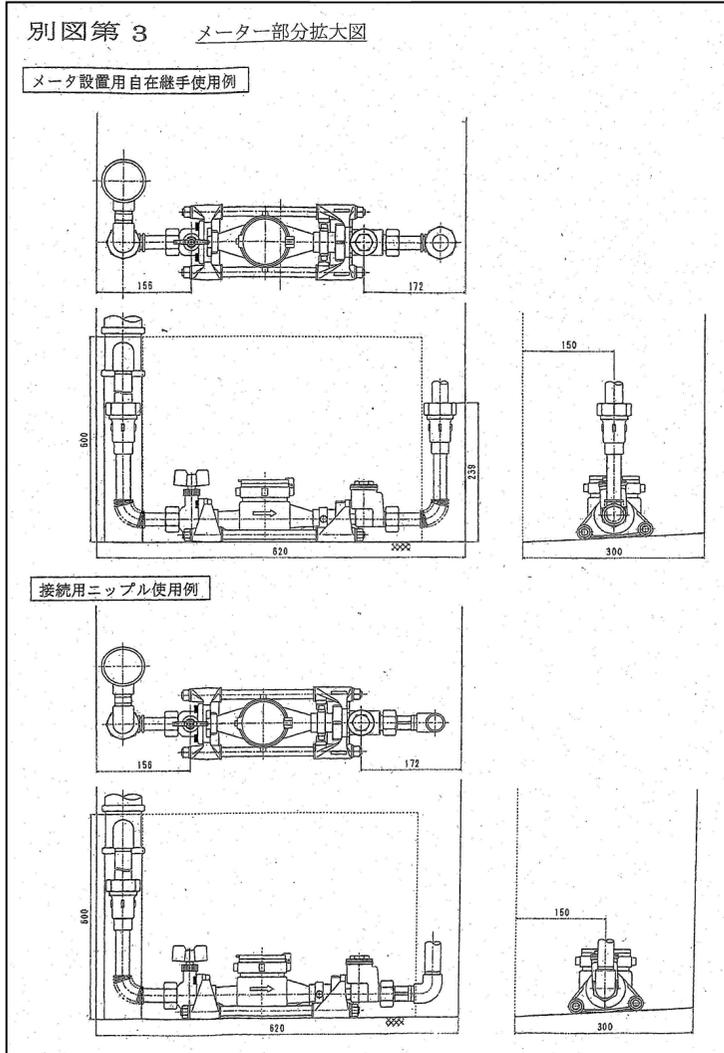
3 ページ目 変更なし (省略)

別図第1 変更なし (省略)

別図第2 変更なし (省略)

別図第3 旧

新



メーター部分拡大図の事例表記を修正しました。

メーター部分拡大図の事例表記を修正しました。

別図第4 変更なし (省略)

旧

新

給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書

年 月 日

横浜市水道事業管理者

給水装置工事申込者

住所

氏名

電話番号 ()

指定給水装置工事事業者

指定番号

住所

事業者名

代表者

主任技術者

電話 ()

横浜市 区 町 丁目 番 号 (年 区 第 号) で申込みました給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事の履行に関し、次のとおり誓約いたします。

誓約事項

- 道路掘削跡路面復旧工事に係る費用は全額給水装置工事申込者の費用負担で施工すること。
- 道路掘削跡路面復旧工事は、他事業者又は他企業工事で施工する場合においても、完了するまで当該指定給水装置工事事業者が責任をもって適正な履行を確保すること。
- 仮復旧時や道路掘削跡路面復旧工事施工中に第三者へ損害又は問題等が生じた場合は、申込者及び当該指定給水装置工事事業者の責任において解決すること。
- 道路掘削跡路面復旧工事の施工予定日を変更する場合は、水道局と協議し指示を受けること。
- 道路掘削跡路面復旧工事後に、道路管理者又は水道局から手直し等の指示があった場合はその指示に従うこと。
- 水道工事において道路掘削跡路面復旧工事を施工する場合は、しゅん工後速やかに水道局へ工事施工状況が確認できる写真を添えて「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届」を提出すること。
- 道路掘削跡路面復旧工事後 1 か年間 (B交通以上の舗装の場合は 2 か年間) に生じた工事事目的物の瑕疵の補修、瑕疵によって生じた一切の損害等に対して賠償責任を負うこと。

給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書

年 月 日

横浜市水道事業管理者

給水装置工事申込者

住所

氏名

電話番号 ()

指定給水装置工事事業者

指定番号

住所

事業者名

代表者

主任技術者

電話 ()

横浜市 区 町 丁目 番 号 (年 区 第 号) で申込みました給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事の履行に関し、次のとおり誓約いたします。

誓約事項

- 道路掘削跡路面復旧工事に係る費用は全額給水装置工事申込者の費用負担で施工すること。
- 道路掘削跡路面復旧工事は、他事業者又は他企業工事で施工する場合においても、完了するまで当該指定給水装置工事事業者が責任をもって適正な履行を確保すること。
- 仮復旧時や道路掘削跡路面復旧工事施工中に第三者へ損害又は問題等が生じた場合は、申込者及び当該指定給水装置工事事業者の責任において解決すること。
- 道路掘削跡路面復旧工事の施工予定日を変更する場合は、水道局と協議し指示を受けること。
- 道路掘削跡路面復旧工事後に、道路管理者又は水道局から手直し等の指示があった場合はその指示に従うこと。
- 水道工事において道路掘削跡路面復旧工事を施工する場合は、しゅん工後速やかに水道局へ工事施工状況が確認できる写真を添えて「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届」を提出すること。
- 道路掘削跡路面復旧工事後 2 か年間に生じた工事事目的物の瑕疵の補修、瑕疵によって生じた一切の損害等に対して賠償責任を負うこと。

瑕疵期間を変更しました。

旧

新

給水装置工事（修繕工事）届出書

年 月 日

（届出先）
横浜市水道事業管理者

受付年月日	年 月 日		
工事場所	区		
お客様番号	区	管区	栓番号
給水装置の所有者	住所、氏名		
	指定番号	第	号
（届出者） 指定給水装置 工事事業者	住所		
	事業者名		
	代表者		
	電話（ ）		
	主任技術者確認欄 右のとおり確認しました。		給水装置の構造・材質 (水道法施行令第6条)
免状交付番号 第 号		確認年月日 年 月 日	主任技術者名
工事施工日	年 月 日	漏水に伴う水道料金の減額の申請	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
工事内容（※給水装置工事完成図面を添付していただく場合があります。）			

※この届出は、給水装置工事(修繕工事)を施工した場合が対象となります(厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除きます)。
なお、横浜市内で上記の工事を施工する場合は、横浜市水道事業管理者の指定を受けている給水装置工事事業者でなければ施工することはできません。
厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更や受水槽以下の給水設備の修繕で漏水減額の申請をする場合は、別に定める様式「漏水減額申請書」を、当該の区を所管する水道事務所へ提出してください。

給水装置工事（修繕工事）届出書

年 月 日

（届出先）
横浜市水道事業管理者

受付年月日	年 月 日		
工事場所	区		
お客様番号	区	管区	栓番号
給水装置の所有者	住所、氏名		
	指定番号	第	号
（届出者） 指定給水装置 工事事業者	住所		
	事業者名		
	代表者		
	電話（ ）		
	主任技術者確認欄 右のとおり確認しました。		給水装置の構造・材質 (水道法施行令第6条)
免状交付番号 第 号		確認年月日 年 月 日	主任技術者名
工事施工日	年 月 日	漏水に伴う水道料金の減額の申請	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
工事内容（※給水装置工事完成図面を添付していただく場合があります。）			

※この届出は、給水装置工事(修繕工事)を施工した場合が対象となります(国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除きます)。
なお、横浜市内で上記の工事を施工する場合は、横浜市水道事業管理者の指定を受けている給水装置工事事業者でなければ施工することはできません。
国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更や受水槽以下の給水設備の修繕で漏水減額の申請をする場合は、別に定める様式「漏水減額申請書」を、当該の区を所管する水道事務所へ提出してください。

水道法令に準拠しました。